

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	高等学校等就学支援金法改正案をめぐる国会論議
著者 / 所属	高野 涼子 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	77-90
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

高等学校等就学支援金法改正案をめぐる国会論議

高野 涼子

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案の提出の経緯
3. 改正案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに¹

第221回国会（特別会）において、高等学校等²の授業料に充てるための高等学校等就学支援金について所得制限を撤廃する等の措置を講ずる「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第8号。以下「改正案」という。）が、令和8年3月31日の参議院本会議で多数をもって可決され、成立した（施行期日は令和8年4月1日）。本稿では、改正案の提出の経緯、改正案の概要、主な国会論議を紹介する。

2. 改正案の提出の経緯

（1）高等学校等就学支援金制度の変遷（平成22年度から令和7年度まで）³

高等学校は義務教育ではないため、授業料は無償とされてこなかった。しかし、高等学校等への進学率が約98%に達するなど国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、平成22年度から、授業料の負担軽減が図られることとなった。平成22年度から令和7年度までの高等学校等就学支援金制度の変遷については、図表1のとおりである。

¹ 本稿は令和8年7月1日までの情報を基に執筆している。

² 高等学校のほか、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、一定の要件を満たす専修学校・各種学校。なお、本稿において、「高等学校」、「高校」等の用語については、原則として委員会での発言等の原典に依拠して表記している。

³ 令和7年度までの経緯の詳細は、高野涼子「第217回国会における「高校無償化」をめぐる国会論議」『立法と調査』No. 477（令7. 7. 25）も参照されたい。

図表 1 高等学校等就学支援金制度の変遷（平成22年度から令和7年度まで）⁴

制度の創設（平成22年度） ○ 平成22年3月、民主党を中心とした連立政権下において、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とした「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立。 ○ 平成22年度から、公立高等学校（中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）を含む）の授業料を不徴収とする（公立高等学校に係る授業料の不徴収制度）とともに、私立高等学校等の生徒に対しては、高等学校等就学支援金として公立高等学校の授業料相当の年額11.88万円（上限）を支給⁵（学校設置者が代理受領）（高等学校等就学支援金制度）。いずれも所得制限は設けられず。 ○ 日本国内に住む高等学校段階の生徒が安心して教育を受けることができるようにするとして、高等学校等に在籍する生徒は、国籍を問わず対象。学校種としては、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）に加え、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める専修学校（高等課程）・各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする外国人学校）等を規定。 所得制限の導入（平成26年度） ○ 平成25年11月、自由民主党・公明党政権下において、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を改正（改正により、法律の題名を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に変更）⁶。 ○ 平成26年度から、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する観点から財源配分の優先順位を改めて検討した結果として、低所得世帯の生徒に対する一層の支援と公私間の教育費格差の是正を図るための財源を捻出するとして所得制限が設けられ、国公立を問わず年収約910万円未満世帯の生徒に、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）⁷。 ○ 所得制限により捻出した財源を活用し、 ・私立高等学校等の生徒について、低所得世帯（年収約350万円未満）への高等学校等就学支援金の加算を増額、新たに年収約590万円未満世帯への高等学校等就学支援金を加算。 ・低所得世帯（生活保護世帯・住民税非課税世帯）の授業料以外の教育費負担⁸を軽減する高校生等奨学給付金を創設（予算措置）。 私立高等学校授業料の実質無償化（令和2年度） ○ 令和2年度から、政令改正により、私立高等学校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒について、高等学校等就学支援金の支給上限額を当時の私立高等学校の平均授業料を勘案した水準である年額39.6万円まで引上げ。 予算措置による所得制限の事実上の撤廃（令和7年度） ○ 令和7年度は、法律に基づく高等学校等就学支援金制度に加え、予算措置である「高校生等臨時支援」として、高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に年額11.88万円を支給⁹。

（出所）文部科学省資料等より作成

（2）令和8年度からの高等学校等就学支援金制度の見直しに向けた主な動き

令和7年2月、令和7年度予算の成立に向けて自由民主党、公明党、日本維新の会の三

⁴ 高等学校等就学支援金制度の所得制限と支給上限額等の変遷については、後掲の図表3も参照されたい。

⁵ 私立高等学校等に在学する低所得世帯（年収約350万円未満）の生徒には、所得に応じ一定額を加算。

⁶ 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金の支給対象とした（高等学校等就学支援金制度へ一本化）。

⁷ 支給対象に、国家資格養成課程に指定されている専修学校（一般課程）・各種学校に通う生徒が追加された。

⁸ 高等学校等就学支援金制度の対象とされていない教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など。

⁹ 後述の三党合意に基づく令和8年度からの高等学校等就学支援金制度の見直しに向けた先行措置として、法改正によらず予算措置で実施された。

党によりなされた「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（以下「三党合意」という。）では、令和８年度から、高等学校等就学支援金制度における所得制限を撤廃し、私立高等学校等に係る支給上限額を45.7万円に引き上げる方針が示された。これを踏まえた令和８年度からの高等学校等就学支援金制度の見直しに向けた主な動きについては、図表２のとおりである。

図表２ 令和８年度からの高等学校等就学支援金制度の見直しに向けた主な動き

年月	主な事項
令7.2	○ 三党合意
令7.6	○ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム（以下「三党検討チーム」という。）「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」 → 公立高校等への支援の拡充を含む教育の質の確保 ¹⁰ 、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立高校等に係る支給上限額の水準の考え方、支給方法の考え方、安定財源の確保等の論点が示され、令和８年度予算編成過程において成案を得て、実現すると合意。
令7.10	○ 三党検討チーム「三党合意に基づく令和８年度以降の高校教育等の振興方策について」（以下「振興方策」という。） → 高等学校等就学支援金制度の見直し（在留資格要件の導入、支給上限額の引上げ（私立全日制39.6→45.7万円）等）、高校教育の振興を含む人材育成システム改革（公立高校等への支援の拡充、高校生等奨学給付金の低所得世帯への拡充等）、三党合意の円滑な実施に向けた安定財源の確保等について合意。
令7.12	○ 三党検討チーム「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について」 → 国と地方（都道府県）の役割分担の在り方及び負担割合（1/4の都道府県負担の導入等）、地方負担に関する対応（都道府県負担分に対する地方財政措置の導入等）について合意。
令7.12	○ 令和８年度予算の閣議決定
令8.2	○ 改正案の閣議決定、国会提出

（出所）文部科学省資料等より作成

３．改正案の概要

（１）法律の目的の見直し

改正前は、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」とされていた。改正後は、「我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする」とにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とする」とされている。

¹⁰ これに関して高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を国が示すとされた。その後、文部科学省は、令和８年２月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を公表した。グランドデザインの策定に係る経緯等は、鈴木健太「高校教育改革の歩み－高校教育改革のグランドデザインを考える－」『立法と調査』No. 484（令8.5.22）を参照されたい。

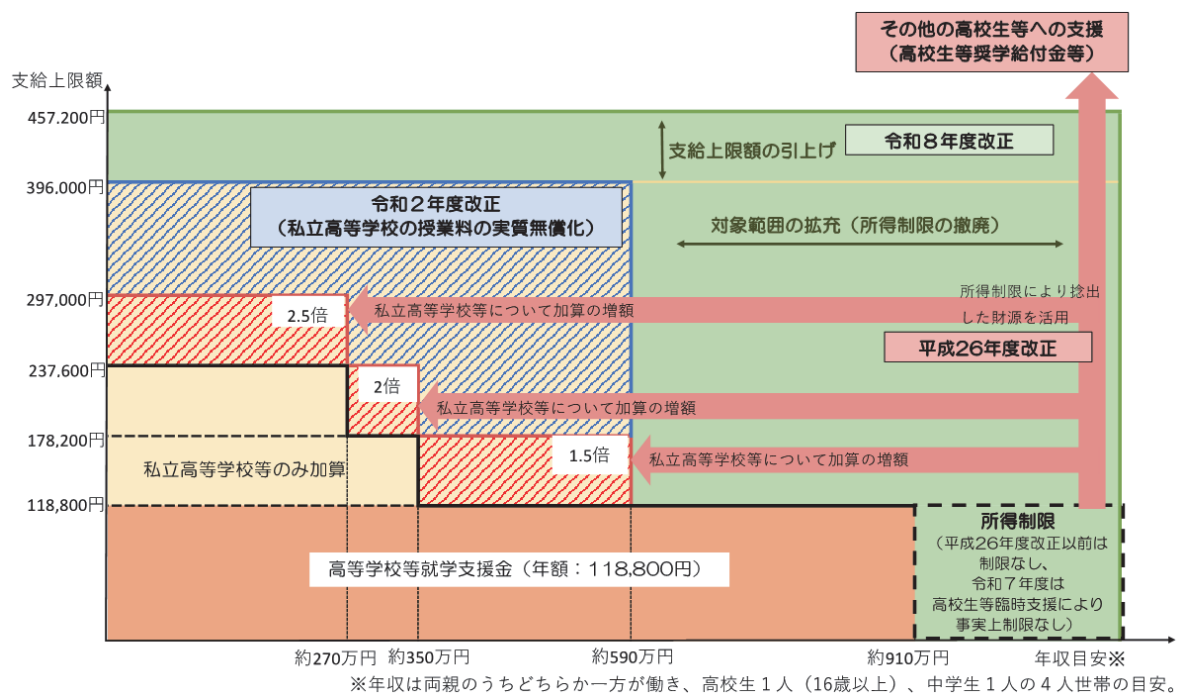
（２）受給資格の見直し

ア 所得制限の撤廃

改正前の規定は、保護者等の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を支給対象外としていた。改正後は、同規定を削除し、高等学校等就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととされている。

また、高等学校等就学支援金の支給上限額について、改正前の規定は、生徒の在学する高等学校等及び保護者等の収入の状況に応じて政令で定める額を加算するとしていた。改正後は、同規定を削除し、生徒の在学する高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定めるとされている。令和８年度以降の私立高等学校に係る支給上限額は、私立高等学校の全国授業料平均相当額を踏まえ、全日制の私立高等学校については年額45.72万円、通信制の私立高等学校については年額33.72万円と政令で定められている。

図表３ 高等学校等就学支援金制度の所得制限と支給上限額等の変遷（平成22年度から令和８年度まで）



（出所）文部科学省資料より作成

イ 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し

改正前は、高等学校等に在学する生徒で日本国内に住所を有する者を支給対象者としていた。改正後は、支給対象者を、高等学校等に在学する生徒で日本国内に住所を有する者のうち、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定するとされている。なお、文部科学省令で定める者については、高等教育の修学支援新制度における国籍・在留資

格に関する要件¹¹を参考として、図表4のとおりとされている。

図表4 国籍・在留資格等に関する支給要件

区分	該当例		在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	支給対象	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者		無期限	支給対象	
	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限		
③永住者等	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	支給対象	●新制度対象外の在 校生（留学生含 む）には、旧制度 の支援を継続。 ●新制度対象外の新 入生（留学生除 く）には、旧制度 と同等の水準の予 算措置を実施。
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月		
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等		区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	

※ 在留資格の取得・変更・更新は全て法務大臣の許可が必要。
 (出所) 文部科学省資料（赤枠（文部科学省令で定める者）は筆者加筆）

（3）費用負担の見直し

改正前は、都道府県知事が行う高等学校等就学支援金の支給に要する費用は、全額、国が負担し、都道府県に交付するとしていた。改正後は、当該費用について、国がその4分の3に相当する額を負担し、毎年度、都道府県に対し、当該額を交付するとされている¹²。

（4）経過措置

改正案の附則では、高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置が定められており、改正法の施行日前から引き続き高等学校等に在学する者が改正後に支給対象から外れる場合には、なお従前の例により高等学校等就学支援金の支給を受けることができるとされている。

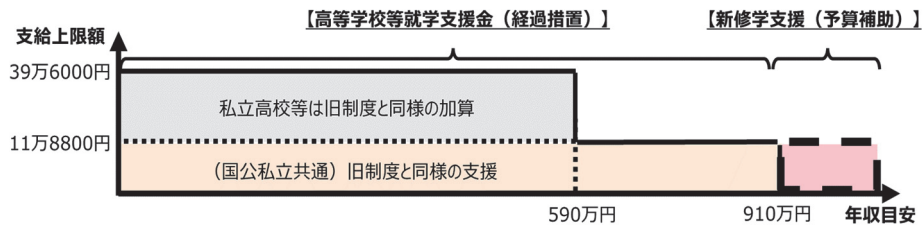
これにより、令和8年3月31日以前から引き続き高等学校等に在学するが、改正法の施

¹¹ ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等、④定住者（将来永住する意思がある者に限る）、⑤家族滞在（国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国し、日本の小学校等から高校等までを卒業・修了、大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思がある者に限る）、⑥本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して⑤に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者。

¹² 4分の1の地方負担分については地方財政措置が講じられるが、改正案の提出前に全国知事会は「いわゆる教育の無償化に関する意見」（令7.12）を示した上で、来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期かつ唐突に地方負担が示されたことなどは遺憾であるとの意見を表明した（いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場議事概要（令7.12.19））。

行により支給対象から外れる外国籍及び外国人学校¹³の在校生（留学生を含む）は、改正前と同様に高等学校等就学支援金の支給を受けることができる。加えて、年収約910万円以上世帯の外国籍及び外国人学校の在校生（留学生を含む）を対象に、令和7年度の予算措置である「高校生等臨時支援」と同等の予算措置が「高校生等・新修学支援」として行われる（図表5のピンク色部分）。

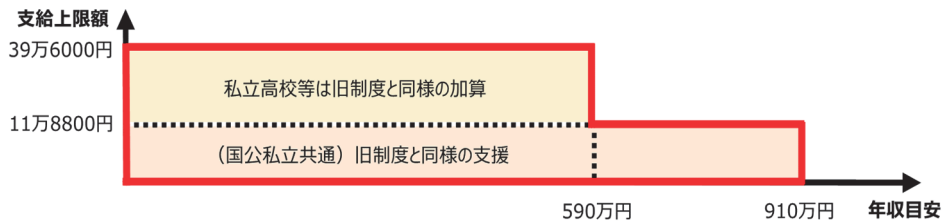
図表5 外国籍及び外国人学校の在校生（留学生を含む）への支援（令和8年度以降）



（出所）文部科学省資料

また、令和8年4月以降に入学する外国籍及び外国人学校の新入生（留学生を除く）については経過措置が適用されないが、年収約910万円未満世帯の外国籍及び外国人学校の新入生（留学生を除く）を対象に、改正前の法律による支援と同等の支援が予算措置である「高校生等・新修学支援」として行われる。

図表6 外国籍及び外国人学校の新入生（留学生を除く）への支援（令和8年度以降）



（出所）文部科学省資料

（5）検討規定

改正案の附則では、政府は、改正法の施行後3年以内に、改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

4. 主な国会論議

（1）目的規定の改正

委員会では、教育の機会均等を前面に打ち出していたシンプルな改正前の法律の目的に、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するためといった文言をあえて追加し

¹³ 振興方策において、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については廃止するとされ、省令改正により支給対象外となっている。

た理由について質疑があった。これに対して、松本文部科学大臣は、将来の我が国社会を担う人材の育成、輩出に資する制度となるよう、所得制限の撤廃や支給上限額の引上げ、受給資格について日本国籍を有する者などに限定することにより、高校生が、経済的な状況や、公立、私立の別にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けられるようにするといった新たな高等学校等就学支援金制度の趣旨を明確に表すためである旨答弁した¹⁴。こうした答弁に対し、質疑者から、所得制限を撤廃して、私立高校の生徒への支援を拡充し、できるだけ多くの子供たちに教育の機会を広げていこうという考えがある一方、外国籍の子供たちに制限を設けることで、子供たちに乗り越えられない壁¹⁵をあえて文部科学省がつくっているのではないかとの問題意識が示され、こうした点が目的規定の改正と関連しているのではないかとの指摘があった¹⁶。また、教育の本来の目的は一人一人に対して教育を保障し、機会を与えていくことであるべきであって、将来日本社会を担うという表現を目的規定に入れることは教育行政の考え方として疑念があるとの指摘や、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するという趣旨だけで十分である旨の指摘があった¹⁷。こうした指摘に対して、松本文部科学大臣は、目的規定の改正は今般の高等学校等就学支援金制度の見直しの趣旨を明確に表すために行うものである旨の答弁を繰り返した¹⁸。

（２）所得制限の撤廃等による格差の拡大

委員会では、高所得世帯は、所得制限の撤廃や私立高校に係る支給上限額引上げによる授業料の負担軽減分を塾や習い事などに充てられるとして、更なる教育格差や体験格差につながる懸念が示され、低所得世帯に対する今後の支援の在り方について質疑があった。これに対して、松本文部科学大臣は、高校生等奨学給付金の対象を中所得層まで拡充する¹⁹とともに、進路選択を行う中学校段階から生徒に対する同制度についてのプッシュ型の周知充実の取組を市町村へ促していきたい旨答弁した。また、令和７年度補正予算で新たに設置した高等学校教育改革促進基金²⁰を活用し、家庭の経済状況にかかわらず、放課後や長期休業中などに、高校と地域が連携、協働して学力向上、学習支援のための取組を実施するための経費を計上した旨答弁した。加えて、大学受験等でお金がかかることを踏

¹⁴ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号９、１７頁（令8.3.26）

¹⁵ 松本文部科学大臣は所信の中で「子供たちの努力では超えられない壁で教育の機会が閉ざされてはなりません」と述べている（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第１号２頁（令8.3.24））。

¹⁶ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号９頁（令8.3.26）

¹⁷ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号９、１１頁（令8.3.26）

¹⁸ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号９頁（令8.3.26）

¹⁹ 振興方策において、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、高校生等奨学給付金の対象の中所得層までの拡充などの見直しをすることとされた。令和７年度までは、高校生等奨学給付金の対象は、生活保護世帯・住民税非課税世帯（年収約270万円未満）であり、生活保護世帯（高校生等本人が生業扶助を措置されている場合）には、国公立3.23万円、私立5.26万円が、住民税非課税世帯には、全日制の場合、国公立14.37万円、私立15.2万円が給付されていた。令和８年度からは、生活保護世帯・住民税非課税世帯への給付額は据え置かれたが、高校生等奨学給付金の対象に年収約270～380万円世帯と年収約380～490万円世帯が新たに加えられ、それぞれ非課税世帯の３分の１、４分の１の高校生等奨学給付金が給付される。

²⁰ グランドデザイン（前掲注10、後掲注31参照）に沿った緊要性のある取組等を支援するとして、都道府県における高校教育改革を先導する拠点創設のための基金を造成する費用であり、約3,000億円が計上された。

まえ、受験の在り方などについて、小中高大、大学院の一貫通貫の教育を考える中で検討している旨答弁した²¹。

また、質疑者から、高校生等奨学給付金について、給付額の更なる拡充の必要性や、地方負担を理由に実施しない自治体が出ないよう国の負担割合²²の引上げを行うべきとの指摘があった。これに対して、松本文部科学大臣は、安定財源の確保を前提に、現場の実情や意見を踏まえていく必要があると考えているが、まずは、この高校生等奨学給付金が確実に保護者や生徒に届けられるよう準備を進めたい旨答弁した²³。

（３）外国籍生徒、外国人学校の扱い

ア 児童の権利に関する条約との関係

質疑者から、外国籍の生徒を支給対象から除外することは、国籍、在留資格による差別にほかならず、児童の権利に関する条約で保障される学ぶ権利の侵害に当たるのではないかと指摘があった。これに対して、松本文部科学大臣は、同条約第28条1(b)は、全ての児童に対し、種々の形態の中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる旨規定しており、今般の支給対象者の見直しは、将来の我が国社会を担う人材の育成、輩出という新たな制度の目的、趣旨に沿って適切な対象を設定するものであることなどから、同条約との関係において直ちに問題になるものではないと考えている旨答弁した²⁴。

イ 日本に永住する意思、就労して定着する意思の確認

委員会では、日本の学校に通学している「定住者」や「家族滞在」の在留資格を有する生徒が、支給対象となるための要件について確認する質疑があった。これに対して、文部科学省は、「定住者」の在留資格で在留する外国籍生徒のうち、将来永住する意思があると認められた者は、法律上の支援対象とする旨答弁した。また、「家族滞在」の在留

²¹ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号27～28頁（令8.3.10）

²² 国の負担割合については、令和8年度予算において、3分の1から2分の1へ変更されたが、振興方策では、国の負担割合を10分の10とすることなどの見直しをすることとされていた。委員会では、質疑者から、高校生等奨学給付金について、国の負担割合に関して10分の10が実現できなかった理由について問われ、文部科学省は、高等学校等就学支援金の拡充とともに、高校生等奨学給付金の拡充と公立高校への支援の拡充をセットで考え、安定財源の確保を前提に調整した結果である旨答弁した（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号19頁（令8.3.26））。

²³ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号10～11頁（令8.3.10）。衆議院文部科学委員会の附帯決議（令8.3.13）と参議院文教科学委員会の附帯決議（令8.3.31）（以下「衆参の附帯決議」という。）において、高等学校等就学支援金制度の拡充により、所得制限が撤廃され、家庭の経済状況にかかわらず高等学校等就学支援金が支給されることから、世帯所得による格差が拡大しないよう努めることが求められた。また、授業料以外の費用によって、進路選択の幅が狭まらないよう、授業料以外の支援である高校生等奨学給付金において、学習者用端末の購入費を補助できるようにするなど、給付額や対象世帯の更なる拡充を図ることが求められた。

²⁴ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号27頁（令8.3.26）。参議院文教科学委員会において、日本共産党から、国際人権規約は授業料などの無償教育の実現について国籍を問わず行うことを求めているところ、今回の措置は外国人を不当に差別するものであるとして、目的規定の「我が国社会を担う」を「次代の社会を担う」に改め、高等学校等就学支援金の外国籍生徒に係る受給資格の見直しを行わない等とする修正案が提出されたが、否決された（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第3号1頁（令8.3.31））。

資格で在留する外国籍生徒のうち、我が国の小学校と中学校の両方を卒業した者であって、新制度の対象となる高等学校等の卒業後、我が国に就労して定着する意思があると認められる者は、法律上の支援対象とする旨答弁した²⁵。さらに、質疑者から、これらの意思を確認する理由について問われ、文部科学省は、我が国社会に定着し、我が国社会を担い得る人材という観点から、今回の高等学校等就学支援金制度全体の中で見直し、一定期間の在留実績に加え、国内で就労する意思を確認することにより、国内への定着が期待できる者として整理することができるためである旨答弁した²⁶。なお、就労して定着する意思については、生徒本人による申告に基づき確認する予定である旨答弁した²⁷。

ウ 留学生への支援

委員会では、新たな制度の対象外となる留学生に対する別途の支援²⁸について確認する質疑があった。これに対して、松本文部科学大臣は、留学生の受入れを一層促進するためには、地域の高校等において、円滑な受入れや質の高い教育を行うための環境整備も進める必要があるとした上で、令和7年度補正予算による支援を通じ、留学生の受入れ等に積極的な高校等や、高校生が国際的な素養を養うことができる教育体制の整備が進み、地域における留学生の受入れ拡大につながることを期待している旨答弁した²⁹。

(4) 公立高等学校への影響

質疑者から、私立高校に通う生徒に対する支援の拡充によって、私立高校の人气が増し、その結果、公立高校離れが加速することへの懸念が示された³⁰。このような懸念に対して、文部科学省は、高等学校等就学支援金制度の拡充は、公立高校や専門高校に一定の影響があると指摘されているとした上で、今回、同制度の拡充とともに、地域人材の育成等を担う公立高校の教育の充実に向けたグランドデザインを示した³¹ところ、地域の特色ある高校教育改革の取組が進展するよう、都道府県がグランドデザインを踏まえた実行計画を策定するに当たり、国として伴走支援に努めたい旨答弁した³²。

²⁵ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号26頁（令8.3.26）

²⁶ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号10頁（令8.3.26）

²⁷ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号11頁（令8.3.26）。衆参の附帯決議において、高等学校等就学支援金の法令上の支給対象から外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校の生徒が外れることによって、共生社会の推進に支障を生じさせないよう万全を期すことが求められた。

²⁸ 振興方策において、新たな制度の対象外となる新入生の留学生には、留学政策等の観点から別途の支援を行うとされた。

²⁹ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号18頁（令8.3.10）

³⁰ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号18頁（令8.3.26）

³¹ 松本文部科学大臣は、グランドデザインにおいて、社会状況の大きな変化が見込まれる2040年を見据え、高校改革の方向性の視点として、「AIに代替されない能力や個性の伸長」、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」の3つを示し、専門高校の機能強化・高度化を通じたアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化による文理双方の素養を有する人材の育成、地理的アクセス・多様な学びの確保という観点から高校改革の方向性について示していると説明した（第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号5頁（令8.3.10））（前掲注10参照）。

³² 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号18、24頁（令8.3.26）。松本文部科学大臣は、グランドデザ

（５）私立高等学校への影響

ア 私立高等学校の役割

質疑者から、私立高校の生徒を対象にした支援が大きく増え、公費の投入が増加することで私立高校の特徴や役割が変わるのかと問われ、松本文部科学大臣は、私立高校は従来から公教育の一翼を担うとともに、建学の精神に基づく特色ある教育を展開し我が国の学校教育において重要な役割を担っているとして、今般の制度改正によって、私立高校の位置付け等が変わるものではない旨答弁した³³。その上で、家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じ、私立高校への進学を選択することが可能となる中、私立高校においても特色ある教育活動の一層の充実が図られることを期待しており、文部科学省としては、私学助成を始めとする私立高校の振興策を通じて、私立高校の取組を支援する旨答弁した³⁴。

質疑者から、私立高校にはこれまで以上に公費が投入され公教育の担い手としての重要性が高まることから、私立高校の自主性の尊重により行政による対処が難しいとされてきたいじめや不適切指導等への一層の対応が不可欠であるとの指摘もあった。これに対して、文部科学省は、私立高校の自主性を尊重しつつも、学校及び設置者が、現行法令等を踏まえ、厳正に対処していく必要がある旨答弁した³⁵。

イ 私立高等学校の授業料の値上げ

委員会では、高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げに伴う合理性のない授業料の引上げ、いわゆる便乗値上げへの対応³⁶について質疑があった。これに対して、松本文部科学大臣は、教育の質の向上を伴わない合理性のない授業料の値上げは抑制する必要があるとした上で、値上げの抑制に向けた仕組みの検討に当たっては、引き続き私立学校関係者や都道府県の意見を踏まえて検討したい旨答弁した³⁷。また、各学校が値上げを行う場合には、その趣旨や内容について保護者や生徒に対して説明責任を果たすよう、通知などにおいて求めたい旨答弁した³⁸。加えて、合理性のない授業料の値上げを抑止す

インにおいて、都道府県が策定する実行計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で交付金などの新たな財政支援の仕組みを構築するとしており、交付金などについては、高等学校教育改革促進基金の執行状況などを踏まえ、令和９年度予算の編成過程で検討するとされている旨説明した（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号４頁（令8.3.26））。

³³ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第４号24頁（令8.3.10）

³⁴ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第４号24頁（令8.3.10）。参議院文教科学委員会の附帯決議（以下「参の附帯決議」という。）において、教育の質向上のため、私学助成金等の拡充を始め教育予算の拡充に努めることが求められた。

³⁵ 他方で、文部科学省は、私立高校やその設置者に対して必要な指導、助言等を行うのは、所轄庁である都道府県知事であり、文部科学省としては、都道府県の私学担当者を含めた研修会などを通じ、都道府県の役割や関係法令の趣旨について改めて周知を図りたい旨答弁した（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号18頁（令8.3.26））。

³⁶ 振興方策において、合理性のない授業料の値上げ、いわゆる便乗値上げの抑止に関し、授業料の透明性等を確保するため、国において授業料等学納金に係る情報についてインターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備するとともに、私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない便乗値上げを防止する仕組みの構築を促すとしており、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額するとされた。

³⁷ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第４号11～12頁（令8.3.10）

³⁸ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第４号20頁（令8.3.10）

る仕組みの実施時期について、文部科学省は、令和9年度から円滑に実施できるよう検討を進める旨答弁した³⁹。

（６）高等学校等就学支援金の支給期間

高等学校等就学支援金は、高等学校の標準的な修業年限とされている36月まで支給され、定時制・通信制の課程については48月まで支給される。休学した場合は、支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができるとされている。

質疑者から、不登校、ヤングケアラー、精神疾患、家計の急変などといった特別な事情がある場合には支給期間の延長を検討すべきとの指摘があった。これに対して、松本文部科学大臣は、国の高等学校等就学支援金制度においては、主に通常の修業年限で卒業する高校生との公平性の観点から、中途退学者等への学び直しの支援を除いて、支給期間の延長は行っていない旨答弁した。一方で、修業年限超過者等への独自の支援を行っている都道府県は18あるところ、基盤としての国の制度と地域の実情を踏まえた自治体の独自の支援との適切なバランスが重要であり、文部科学省としては、国の事業と併せて、自治体による独自の取組や貸与型奨学金事業も含め、支援が必要な人に届くよう、引き続き都道府県と連携しながら周知を図りたい旨答弁した⁴⁰。

（７）高等学校等就学支援金の支給方法

高等学校等就学支援金の支給方法は、学校現場等での事務的な負担軽減と授業料の支払への確実な充当のため、学校設置者による代理受領とされている。質疑者から、高等学校等就学支援金の生徒への直接支給により、生徒側は責任を持って高等学校等就学支援金を管理し授業を選択すること、また学校側は生徒に選ばれる魅力的な授業を提供する努力を重ねることで質の向上につながるとの考えが示された。その上で、直接支給の意義について見解を問われた松本文部科学大臣は、直接支給について、生徒の社会参画意識へのプラスの効果はあるとする有識者の意見がある一方で、新たなシステム構築が必要となり、学校事務が複雑化し負担増につながるという意見、目的外利用に伴う授業料不払により生徒が退学となる可能性があるという意見があると承知している旨答弁した⁴¹。さらに、質疑者から、代理受領か直接支給かという支給方法の検討は改正案附則第5条の検討内容に含まれるかと問われ、松本文部科学大臣は、新たな制度については、附則第5条に基づき、支給の在り方等を含め、法律の施行後3年以内に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、支給の在り方として代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進といった支給方法についても検討内容として含まれる旨答弁した⁴²。

³⁹ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号11～12頁（令8.3.10）

⁴⁰ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号18頁（令8.3.10）。参の附帯決議において、不登校経験やヤングケアラー、疾病等のやむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒が学びを継続できるよう、速やかにその実態を把握の上、高等学校等就学支援金の支給期間終了後の更なる支援措置に向けた検討を速やかに進めることが求められた。

⁴¹ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第2号23頁（令8.3.26）

⁴² 第221回国会参議院文教科学委員会議録第2号23頁（令8.3.26）

（８）高等学校等就学支援金の申請手続

委員会では、所得制限撤廃により課税証明などが不要となるのであれば、申請自体も不要にできるのではないかとした上で、申請制度が維持されているため従来の申請手続からの変更点について質疑があった。これに対して、文部科学省は、新たな高等学校等就学支援金制度においても、生徒が受給権者であり、授業料を社会全体で負担するという観点から、生徒本人が申請者として支給を受ける意思を表するという申請主義としている旨答弁した。また、申請手続における変更点について、文部科学省は、所得制限の撤廃により保護者等の収入状況の確認が廃止される一方で、在校生と新入生は、国籍や在留資格等に着目した確認が必要となるとしつつ、オンライン申請の仕組みを維持しながら、都道府県における事務手続がより円滑に進むよう必要なシステム改修を今後考えていきたい旨答弁した⁴³。

質疑者から、申請手続に係る配慮について問われ、文部科学省は、在校生については、令和８年４月の制度切替えのタイミングでは、既に認定済みの事項の記載を省略するといった簡素な申請方法により受給資格を確認するとし、令和９年度以降は、在学関係や国籍、在留資格等に変更がなければ申請手続は不要となる旨答弁した⁴⁴。

（９）高等学校等就学支援金制度の周知

質疑者から、今般の高等学校等就学支援金制度の拡充に関し、「高校無償化」という言葉が独り歩きし、高校教育に係る費用は全部無償となるといった誤解を持つ人もいるとして、入学金を始めとする様々な関連費用が本制度の対象外であること等を正しく理解した上で進路選択が行われるよう、生徒や保護者への制度の周知や広報が必要であるとの指摘があった。これに対して、文部科学省は、今般の制度の見直しは、高校教育に係る費用の全てを無償とするものではなく、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を拡充するものであることについて、中学生や保護者に誤解なく届くよう市町村教育委員会等と連携し周知に努めたい旨答弁した⁴⁵。また、質疑者から、中学１年生、中学２年生、更に先の世代の制度リテラシー向上のための取組について問われ、文部科学省は、令和７年１２月末の政府予算案決定以降、具体的な制度設計の方向性について、文部科学省のホームページのほかYouTube、Facebook、X等の媒体を通じた周知を図るとともに都道府県に対する説明会を複数回開催してきた旨答弁した。また、これから進路を決定していく中学生に対し、今般の高等学校等就学支援金制度だけではなく、高校生等奨学給付金などの高校段階の修学支

⁴³ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号９頁（令8.3.26）。衆参の附帯決議において、高等学校等就学支援金制度と予算措置による支援の対象者が異なるため、それぞれの申請・認定手続の際の生徒等のプライバシーへの配慮が求められた。特に参の附帯決議では、プライバシーに加えて、個人情報の保護に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒間の分断・差別等を招くことのないよう十分配慮することも求められた。また、参の附帯決議において、オンライン申請システム「e-Shien」の改修を始め、次世代校務DX環境の整備等を通じた学校事務全体のデジタル化（DX）に対する積極的な財政支援及び技術的支援が求められた。なお、「e-Shien」は令和８年４月１７日にシステム上の不具合が生じ一時停止したため、申請手続ができない期間が生じていた（24日再開）。

⁴⁴ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第２号９～１０頁（令8.3.26）

⁴⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第４号５頁（令8.3.10）

援の全体像や公立高校の魅力化についても示し、市町村教育委員会、PTA団体、校長会などと協力しながら、都道府県と密に連絡し、周知に努めたい旨答弁した⁴⁶。

(10) 財源の確保

ア 高等学校等就学支援金拡充などのための財源

委員会では、高等学校等就学支援金の拡充の継続実施には恒久財源の確保が不可欠であるとして安定財源をどのように確保していくのかについて質疑があった。これに対して、松本文部科学大臣は、今般の高等学校等就学支援金制度の拡充を含むいわゆる教育無償化⁴⁷を令和8年度から実現するための安定財源については、振興方策⁴⁸や与党の令和8年度税制改正大綱を踏まえ、国の歳出改革や租税特別措置の見直しなどにより確保することとし、地方分についても租税特別措置の見直しなどによる増収分を充て、財源確保が完成するまでの間は地方財政措置により対応することとされていると承知している旨答弁した⁴⁹。

イ 地方負担分の財源

今回の高等学校等就学支援金制度の拡充に当たって、全額国庫負担を改め4分の1都道府県負担が導入されることから、都道府県分の財源確保への配慮について質疑があった。これに対して、文部科学省は、都道府県は、公立高校の設置者、そして私立高校の所轄庁として高校教育を担う責任を有していることに加え、新たな制度が、将来の我が国社会及び地域を担う人材の育成を進める趣旨であることから、地方における安定財源の確保を前提として新たに都道府県の負担を導入し、国と都道府県が一体となって支援していくこととした旨答弁した。その上で、新たな高等学校等就学支援金制度に係る地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保することとしており、個別団体に見える形で普通交付税が算定され、不交付団体である東京都以外の道府県においては普通交付税が確実に交付される旨答弁した⁵⁰。

(11) 検討規定

委員会では、制度改正による教育格差の拡大のほか支援を受けられなくなる外国籍生徒への影響、公立高校の志願者数の減少⁵¹など様々な懸念が示された⁵²。質疑者から、改正法

⁴⁶ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号19頁（令8.3.10）

⁴⁷ いわゆる教育無償化の所要額には、高等学校等就学支援金の拡充、高校生等奨学給付金の拡充、高等学校教育改革促進基金、学校給食費の抜本的負担軽減のための所要額が含まれる。

⁴⁸ 振興方策において、高等学校等就学支援金制度の見直しと併せて、公立高校や専門高校等への支援の拡充、高校教育の質の確保・向上、高校生等奨学給付金の低所得世帯への拡充に係る各種方策を通じた高校教育の振興を推進するとされ、今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、財源確保と今回の制度改正とを一体的に実施するとされた。

⁴⁹ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第2号2頁（令8.3.26）

⁵⁰ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号28頁（令8.3.10）

⁵¹ 文部科学省は、令和8年度入学予定者の進路状況について、文部科学省が現時点で把握している14都道府県の進路希望調査では公立高校を希望する生徒の割合が減少している状況が見られる旨説明した（第221回国会参議院文教科学委員会議録第2号4頁（令8.3.26））。

⁵² 第221回国会参議院文教科学委員会議録第2号2、9、14頁（令8.3.26）

施行後3年以内の検討について、何を評価軸とするのか、誰が主体となって評価するのか、また、検証の場⁵³はどのように決定するのかについて問われ、松本文部科学大臣は、検証の枠組みはまだ定まっていないとした上で、現時点では、今後の社会情勢や国民の意見、新たな制度の実施状況、先行自治体の取組の状況のほか、収入要件、外国籍生徒の扱い、支給の在り方、公私立高校の入学志願状況などの観点から検証することが考えられ、検証の場をどのようにつくるかも今後検討する旨答弁した⁵⁴。

質疑者から、改正法施行後3年以内の見直しについて、3年間見直さないということではなく、何かあれば1年ごとにでも見直すべきとの指摘があり、文部科学省は、制度の運用状況などのデータを収集して分析するに当たり、高等学校等就学支援金の拡充に伴う公立高校への影響等について一定期間の推移を見るなどの必要があるとし、まずは制度の運用に専心し、できる限り速やかに検証を進めたい旨答弁した⁵⁵。

5. おわりに

令和7年2月の三党合意等を踏まえ今回の法改正が行われた。所得制限を撤廃するなどして、家庭の経済状況にかかわらず、国公立を問わず生徒が希望する高等学校教育を選択できるようにすることは、魅力的な施策であるとの印象を与え得る。しかし、委員会では、高所得世帯に対しても支援を行うことによる教育格差拡大、支給対象から外れてしまう外国籍生徒への影響、公立高等学校離れなど様々な懸念が示された。今後、委員会で示された懸念を払拭できるよう、制度の実施状況を十分検証するとともに、多様な生徒一人一人が可能性を伸ばし、社会に羽ばたくことができるよう、生徒を主語とした高等学校教育の実現と、それを支える効果的な経済的支援の在り方について総合的に検討を進め、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境を整備していくことが求められる。

(たかの りょうこ)

⁵³ 振興方策において、三党で検証の枠組みを設け、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行うとされた。

⁵⁴ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号13頁（令8.3.26）。衆参の附帯決議において、本法施行後3年以内に行う検証・検討に当たっては、速やかに「検証委員会」等の枠組みを設け、公私間の教育費負担の格差是正の状況等を勘案しつつ、国民の様々な意見や新たな制度の実施状況、先行自治体の取組の分析等を踏まえて、新たな制度における収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給上限額、合理性のない授業料等の値上げの抑制策の実施による影響、地方や公立高校への影響、中学生の学習時間の変化などについて、データ等の客観的情報を幅広くかつ丁寧に収集及び分析し、教育の機会均等の観点も含め、必要な措置を講ずることが求められた。特に参の附帯決議では、地域公共交通への影響、障がいのある子ども達への教育機会の確保の観点も加えられた。

⁵⁵ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号7頁（令8.3.26）